

第4回尼崎市生物多様性地域戦略策定部会 議事概要

日時 : 令和5年5月10日(水曜日)午後2時00分から午後4時00分まで
場所 : 尼崎市役所中館 8階 8-2 会議室
出席委員 : 6人
傍聴者 : なし

○開会

- ・定足数の確認
- ・資料確認

○議事

議題1 生物調査の結果(速報)について

事務局 :

—資料1について説明—

部会長 :

ただ今の説明について、何か意見や質問があればお願いします。

委員 :

本質的なところからずれますが、この別紙2枚目の地図は、おそらく古い時代のものだと思います。何年頃の地図ですか。

事務局 :

記載していませんが、1927年から1935年頃、昭和2年から昭和10年頃で、昭和初期の地図です。

部会長 :

他に何か意見や質問はありませんか。今の説明で何か抜けているところはありませんか。

委員 :

参考1も含め、私の発言や過去に直接申し上げた内容といくつか食い違いがあるように思います。後ほどすり合わせをできればと思います。

概要版、資料1の5ページの下から2、3行目、耕作地に依存して生息するトノサマガエルやツチガエルが武庫之荘本町の水田・水路で確認されているということです。ツチガエル

は武庫之荘本町の水田・水路でいいのですが、トノサマガエルは、この10年間、明確に武庫之荘で写真などを作成したという記録はありません。感覚的に多いという感じです。田能地区では、写真を撮り、昨年確実に確認しているため、トノサマガエルが田能地区で、ツチガエルが武庫之荘本町の水路で確認されていると、記述を変えたほうが正確だと思います。

その他、いろいろありますが、具体的には後ほど確認したいと思います。

部会長：

他に何かありますか。どうぞ。

委員：

概要版だけではなく、参考1も合わせての意見です。

さまざまな地点で調べ、それを取りまとめ、そしてこれがどのような形で使われるものになるのか、よく分かりません。それぞれの調査地点で、植物への課題と評価、昆虫等への課題と評価という形で記載されています。その課題と評価は何に対する課題で、何をどう評価しているのでしょうか。最初に、生態系、生物多様性の評価という見出しでまとめられているので、これに対する課題なのかと思うと、そうではないと思える箇所もあります。

また、課題というところに、問題がないと書いてある箇所が多くありました。現状のまま問題がないとすれば、それ以上何もしなくていい、手つかずのほうがいいというイメージを持たれないかという気持ちです。この課題と評価に対しては、何かもう少し方向性、統一を考えたほうがいいのではないのでしょうか。

事務局：

確かに、生き物の生息生育環境として問題がない、または面積が狭く、大きく改善させる手だてが難しいといった視点などがいくつか混ざっているところがあり、ご指摘のとおりだと思います。その点はまた、整理し直したいと思います。

委員：

アライグマがいるけれども問題はないといった記述もあり、それは問題があるのではないかと思います。直していただきたいと思います。

部会長：

他に何かありませんか。

ヒメボタルが集中的に見つかっているのは猪名川の堤防です。資料での堤防上の植生はオギ、セイタカヨシということになっていますが、国土交通省の猪名川河川事務所からもらったデータでは、密集している所から堤防の周辺であり、堤内か堤外かはよく分かりませんが、堤防上だということでした。ここに書かれている、オギやセイタカヨシ、カナムグラは

堤防上のものでしょうか。

事務局：

これは国土交通省のデータでいただいたヒメボタルの確認地点と、河川水辺の国勢調査で行われた植生図を合わせ、その重なりから判断しています。どちらも誤差があり、GIS のとき、おそらく何メートルか誤差はあると思います。また、植生調査において植生図を作ったときの誤差もいくつかあると思います。両方の誤差を拾っているため、本当にヒメボタルが確認された地点の植生なのかは正確には示せません。今、分かるデータとしてまとめると、こうなるだろうということです。

部会長：

ヒメボタルは、尼崎にとって非常に重要な昆虫なので申し上げます。もともとの情報は堤防ということですが、堤防上にセイタカヨシやオギが入ることはまずありません。その辺はきちんと調べたほうがいいと思います。本当に河川堤防なのかどうかも含め、今、尼崎で、ヒメボタルを生物多様性の一つのシンボルにしようとしています。その生息環境はどうなのか、もう少しきちんと見てもらったほうがいいと思います。

委員：

ヒメボタルの生息場所は、2、3年単位でダイナミックに変わっています。確かに、5年ほど前までは堤防の内側、低水路に多くいました。確かに、そこはオギやセイタカヨシ、ヤナギの群落です。ここ2年ほどは、堤内側と堤防の高水敷と天端の間で主に確認されています。低水路でも確認されています。

堤防本体は、植生的にいうと、セイバンモロコシも含めたコケ草本群落です。堤内側には、クスノキやムクノキ、エノキの混在する林が堤内側に成立しています。

部会長：

堤内側ですか。堤内側というと河川の外ですね。

委員：

はい、外です。

部会長：

堤内側の樹林に接したような所に、ヒメボタルが多いのですね。

今、言われたことを少し整理してください。堤内側とは、河川から外れた外側の面です。そういった所にヒメボタルがいて、しかもその堤防に生息にしているため、植生自体はセイバンモロコシやセイタカアワダチソウといった、堤防のり面植生となり、オギなどは違いま

す。ただ、今の発言では、何年か前までは、低水路側にもいたため、そのときはオギやヨシ、セイタカヨシなどに生息していたということです。ヒメボタルは重要なので、もう少しまとめ直してもらったほうがいいと思います。よろしくお願いします。

他に何か意見等はありませんか。どうぞ。

委員：

前回の会議のとき指標種についてお話があったかと思います。私が探し切れていないのかもしれませんが、今回頂いた資料の中で、指標種に関わる場所が見つかりません。どこに記載されていますか。

事務局：

指標種は資料1には記載していません。今、整理しているところですが、次の部会で説明したいと思います。なるべく身近な種で資料にすべきだということだったため、そういった点に注意して整理します。

委員：

分かりました。

部会長：

他に何かありませんか。どうぞ。

委員：

何度もすみません。資料1の14ページ、エコロジカルネットワーク形成の可能性のところ。例えば、路傍にカタバミが生え、そこにヤマトシジミが産卵に来るといったことが、市内各地で見られる。また、家の庭木のミカンにアゲハチョウが来て、それが複数の家を行き来し、マンションの高いところでも卵を産んでいる。例えば、そういったことはネットワークにならないでしょうか。

部会長：

普通は街路樹を使ってネットワークといますが、それでは、どこでも当たり前ではないかということはある。もう少し緑地の塊が、尼崎市にあり、それをネットワークするというならいいのですが、路傍の雑草をつないだということであれば、別にしなくてもいいのではないかとこのところでしょう。

委員：

前回、そういった話だったと思います。ただ、どうしても街路樹や河川は行政に任してお

けばいいといった話で、なかなか市民目線でこういった話を感じることができないと思います。これはまた啓発冊子のところで語られると思いますが、そういった概念を、生物の現状という意味で、何か盛り込めないだろうかと思います。

委員：

街路樹などは、道路構造物の一つとして、たまたま自然が使われているだけで、非常に単純なものです。最近は少し計画の考え方が変わり、高木でも少し種類を持たせてみるとか、低木の植栽帯のところは市民でも管理ができる所も一部あるので、例えば、通年、こうして長い範囲をキープしておく、少し昆虫類のコリドーになるなど、市民の関わりも出てくるといった制度もできています。尼崎市緑の基本計画でも、そういったことも配慮しようといった話も出てきています。

ネットワークに織り込めないという訳ではないですが、本当の大きなネットワークという意味とは違う形で、普及啓発というところで活用していくのがいいのではと感じました。

部会長：

ありがとうございます。他に何かありませんか。

後で出てくると思いますが、こういったコアエリア、コリドー、バッファゾーンといった、重要な点が浮かび上がってきたとき、それをどのように担保し、保証していくのかということは、また後で説明するのでしょうか。

事務局：

市域として見たとき、小さい公園や街路樹など、生き物の生育環境となる場所には様々なものがあるとは思いますが、しかし、それら全てを生き物の生息環境として一つひとつ見ていくことは、現実的ではないと考えています。どこに注力していくかという事で、この重要視する場所や要素にして、施策を講じていく対象として抽出できればと思います。

部会長：

その上で、ここが重要だとなったときの、後の施策のあり方については、後で出てくるということですか。例えば、いつも言っているように、天然記念物など特別な条例を持つてくるといったことでの、重要なものについての保証です。

事務局：

今、抽出している場所である、緑の濃い部分は公園などですが、場所としては一定の担保性はあるのではないかと思います。農地などは特に、民間の用地のため、うまくコントロールが利くかということがあります。そこは農地の営農環境をきちんとしていこうといったところで、間接的になるべく農地が残るように、施策と場所はリンクするような形で前回の

施策を説明しています。

部会長：

では、また後ほど行います。

では、次に進みます。議題 2 の尼崎市生物多様性地域戦略素案について、説明をお願いします。

議題 2 尼崎市生物多様性戦略（素案）について

事務局：

－資料 2 について説明－

部会長：

ありがとうございます。では、今の説明について、意見や質問があればお願いします。

委員：

施策の中身については、これで決定でしょうか。

事務局：

前回の部会でご意見があったものについては、考え方を整理し、修正などの対応をした箇所を中心に説明しました。今、説明していない箇所は、前回の部会で特にご意見がなかった箇所や、軽微な修正はあっても趣旨は大きく変わっていない箇所です。

委員：

尼崎市として、こういった施策を行うということですか。

事務局：

はい。

委員：

その部分はほとんど決定ということで、皆さんが合意できているところでしょうか。

事務局：

合意というか、意見がなかった箇所は、基本的にはそのまま残しています。

委員：

続けて、目標のところ、先ほど、緑の面積については見送るといった話がありました。また、農地が必要だと考えているところは農政部局と調整中ということでした。緑の基本計画ではどのように考えられているかは分かりませんが、緑の面積については、ある程度、目標値がなければ、農地がどんどん減っていきます。都市部はどこでもそうですが、農業をやめた所は、駐車場やアパートになり、どんどん変わっています。そういったことをさせないような縛りというか、農地を売るとき、そういった開発をさせないようにしなければ、どんどん減っていくのではないかと心配しています。そういった意味で、市全体として、緑の面積をある程度担保するといったことがあったほうがいいのかと、個人的に思いました。

事務局：

もう一度、緑の基本計画を策定する部署や、農政部局にそういったことに関係するような資料が何かないか、確認したいと思います。しかし、緑の量を決めている、緑の基本計画にないことを記載することは、少し難しいのではないかとこの感覚があります。そのため、今、こういった状況ですが、もう一度確認してみます。

委員：

前回の部会は欠席しており失礼しました。本日は後出しの意見となってしまう恐縮ですが、最後の尼崎の伝統野菜以外の内容は、尼崎でなくても通用する内容なのではないかと思えます。尼崎を宝塚に変えても通じると思えます。せっかく調査をして、市職員は市の特色もご存じだと思うので、それを踏まえた戦略として意味付けをきちんとしていくほうがいいという気がします。

先ほどのご意見にも関連しますが、市として河川の存在が一番大きなところなのではないでしょうか。面積的にも、線でつなげるという意味でも、面と線の両方とも意味があり、貴重な生物も多くいる環境です。一番の骨格になる河川は、都市部の割には大きな環境要素だと思います。都市によくある三面張りの河川が少し流れているだけではなく、このように大きめの生物もいるような河川がきちんとあるのです。そこ沿いに西武庫公園など、少し大きめの公園も位置しています。やはり、将来像の中などに、尼崎市はこういった環境だということを書いた方がよいと思います。昔からあるそういった環境の中での大きな自然が比較的都市部にも残っており貴重であるということや、経済成長の中で造ってきた公園も一定は機能していること。ほかにも、先ほどのご意見のように、細かく分かれてしまっているけれども、農地が市内に点在していることも、大きく残っていることとは違う意味があります。それを普及啓発に使うということは、都市計画審議会でも JA の方が言っておられたと思います。売るか売らないか、宅地にするかしないかといった法律の狭間で、今、大きく農地が消えようとしている中、われわれとしても、そういった意味で活用していきたいと思えます。農業の大切さ、環境の良さといったものを知ってもらうための農地として、

都市の中に少し残っているようなものを活用してきたので、ない話ではないと思います。そのことに、生物多様性としての意味をここで加えるという戦略になればいいと思います。

大きな自然の在り方としては、将来像の中に少し書いてもいいでしょう。施策の理解・関心のところでは大きなもの、小さなものから、面、線、点の意味を書くと、かなり変わってくるのではないかという気がします。それに写真を付け加えると非常に理解しやすく、こんな所にもこのような価値がある。だからこう守ろうというイメージがしやすいと思います。全部を言うことはできませんが、このような色付けをしていくと、かなり尼崎らしい生物多様性戦略になるのではないのでしょうか。

また、この調査の結果から、『特に』という部分を強調してもいいのではないかと思います。部会長が言われたように、やはり、さまざまな植物が、この環境で、この植物があるから、この昆虫がいる、といった、セットでなければならぬと思います。生態系として守らなければならないということが重要です。ただ、この生き物が珍しいからいいという理解をされるよりも、この場が非常にいいので、皆でこの場を守ろうという話にしたほうがいいと思います。そういったところを重点的に選び、目標的な取組と課題の意味をきちんと書き、写真もそこを中心に掲載し、これが尼崎の中で一番いい場所というのを示す。そして、それを目指して小さいところでも活動しようという意味は伝わると思います。

事務局：

具体的な場所というか、この場所はこうだというような、尼崎の環境を踏まえたような書きぶりがないということでしょうか。

委員：

はい。

委員：

こちらのパンフレットも、非常にカラフルで私は見やすいと思いましたが、一般の方に読んでもらうには、まだ字が多いと思います。最近、うちの学生たち、高校生も、字が多いとまず読みません。これを作るのはいいのですが、もう少し簡略化した概要版として、1枚物か、見開き1枚程度ですぐに分かるようなものも作ったほうがいいと思います。また、見たときに、尼崎らしさというものがピンとこないと思います。なぜ生物多様性を保全しなければいけないかは、きちんと書かれています。では、尼崎ならではの生物多様性とは何か、あるいは目標像が何かは将来像のキャッチコピーのページになると思いますが、これでもまだ、尼崎らしさなのかどうかよく分かりません。隣の市と何が違うのだろうかということもあります。

もう少し、見てすぐ尼崎ならではのものが分かるといいです。先ほどヒメボタルをシンボル種にするという話もありました。そういった、何かシンボルになるような生き物、環境、

場所を強調するほうが良いと思います。

委員：

私も、やはり地域らしさがあまりないと思いました。資料 2 の 3 ページ、施策のウのモデル的な取組を検討していきますというだけですが、これを書くことが戦略ではないかと思います。その中身が何もないというのは、あまりに具体性がありません。今、カラーの資料の中で、将来像が書かれている一番上の所に、樹林・生き物のイメージとありますが、樹林のほうは、このように地域団体の何々と管理していきます、環境学習にも使います。その右側、農地はこのような野菜を育てますとあります。これはまさに、今、先進的に、尼崎の中で取り組もうとし、既に今、尼崎にある地域らしさを表していると思います。

これをもっと広めていくために、またそれをサポートしていくためにはどのような取組を行うかということ、施策の中のモデル事業の所に落とし込み、入れていけば、もっと具体的な話がいくつも出てくるのではないかと思いました。

最終ページに大事な自然というものが出ていますが、このままでは、この大事な自然をどうすればいいのかということが何も、どこにも書いていません。大事だと言われるだけで、ではそれをどうするのかということが何もありません。この大事な自然をどのようにしていけばいいのか、読んでいけば何となく、こういうところはどのようにしていけばいいのか、こういったことをしてはいけないのかということが伝わるような書き方でなければ、具体性がないと思いました。

事務局：

検討します。

部会長：

尼崎のような自然のない所で生物多様性戦略を立てるということは、なかなか難しい問題があります。自然豊かな所は、それを結ぶだけでも生物多様性戦略と適当に言えるのですが、尼崎のような何もない所で立てることは非常に難しいところです。

しかも、環境部局が直接タッチできないようなところばかりのため、どうしていくかは非常に難しいと思います。尼崎市に生物多様性戦略が必要なのかどうかを含めて、何か意見はありますか。

委員：

弊社は今、セットバック緑化の関係で、これまで 10 件ほど行ってきました。工場地帯にも敷地のある緑が増えてきています。しかし、やはりまだ少ないと感じているところです。尼崎として何か貢献できるものがあればという思いです。そういったところも活かせるような形で検討してもらえたらと感じています。

部会長：

他に何かありませんか。

委員：

具体的なことを書くイメージを表現する中で、市民が何をしたらいいかということがどうしても見えにくいと思います。推進体制で、各事業者、市民の役割と書いてありますが、全般的に見ると、やはり市が何かしてくれる印象があります。

中でも、何か具体的に、市民それぞれが意識に訴えかけることではないでしょうか。例えば、公園に雑草が生えていても、それは生物の生息環境として大事なの見守ってくださいといったレベルのことです。また、地元産野菜の話がせっかく出ているので、皆で地元産野菜を買いましょうという具体的なことで、市民ができるという意識を感じ、変えられるよう、反映させてほしいと思います。

委員：

非常に多くの施策を書いています、立派に書き過ぎているため、一般市民が参加しにくいと感じます。市民からすると、自分事としてあまり実感が湧かないような感じではないかと感じてしまいます。ここにいる皆さんは、こういったことを専門にしているため意識が高いですが、生物多様性に対して、これまで関心のなかった一般市民にも関心を持ってもらうためには、もう少し市民レベルで、分かりやすく、参加しやすいものにすべきだと思います。例えば、地域野菜を積極的に買うことです。単に買ってくださいただけでは駄目なので、買うと尼崎オリジナルポイントが付くというようなこととセットでなければ、市民は買わないと思います。生物多様性に一般市民が貢献し、何かの形で参加した市民が得になるようなことをセットにしてできるようなことも、考えなければなりません。そうでなければ、市が難しいことを言っていると、他人事として済まされてしまうような気がします。

部会長：

先ほどの、公園は公園部局があり、河川は県なり国が管轄しているという状況の中、環境部局に何ができるかという、一つは調整するという事です。また、それぞれの生物、生態系の重要性を訴えていくことだと思いますが、その中で、例えば、環境部局として、何か市民にアピールするような講座を行う計画はないのですか。

事務局：

市民向けの啓発ということですか。

部会長：

そうです。講座などで市民を育てていくということであれば、環境部局でも自主的にできるように思います。

事務局：

資料 2 の 2 ページに、理解や関心の醸成について書いています。尼崎市で農業の体験を農政課がしていることもあり、農業体験をすることもあります。環境教育プログラムということで、環境部局、環境創造課がプログラムを作り、小学校への出前講座を行っています。今、生物多様性のパートがないため、今後作っていく際に、調査の結果などを整理すると、こういう所が大事だということを伝えていけるのではないかとということで、中点の 2 個目に書いています。市内の猪名川自然林などで、自然と文化の森協会で行われているような講座もあり、市内の身近な自然に触れてもらえる機会で、知ってもらうことは行っていきたいと思っています。

部会長：

具体的な講座をこれから作っていきますというように、もう少し具体的に書いてもいいのではないかと思います。

どこでも、生物多様性戦略をつくる時、具体的に人間はなかなか動けないため、市民アピールするような講座を行うということは、大体入れます。尼崎も、少し入れてはどうかと思います。

また、先ほどのご意見のように、この計画自体、緑の基本計画など、さまざまな計画との関連があります。自然を守っていこうとすると、環境部局自体で新たに条例を作ることは非常に難しいところがあるとすれば、緑の基本計画の中に緑の条例があります。そういった条例の中に生物多様性を織り込んでもらうということです。ここに具体的に書かれていますが、現存する貴重な大木や樹林については、条例に基づく指定を行うとあります。この条例を新たに作るのではなく、既存の条例をうまく使っていこうということです。その際、緑の基本計画などどううまく調整していくことは大事なことだと思います。

つまり、守れ、守れといっても、やはり法的な強制力がなければ、なかなか守れないところがあるため、非常に重要な自然であるならば、やはりそういった条例を作るか、作れないならば、既存の条例の中でそういったことを行うことが大事だと思います。

委員：

緑の基本計画でも、公共だけではなく、皆で守っていく、皆で育てていくという考え方が主流であり、当たり前になってきていると思います。このカラー版の 2 ページ目、生態系サービスも四つありますというところを書くイメージしやすいでしょう。もらえるサービスというものだけを書いています、それをもらうために自分たちができることはセットであるはず。今、言われたように、工場の企業敷地を沿道側に緑化すると、見た目がき

れいなだけではなく、人がいる所に影ができ、車道側の街路樹と一緒に大きくなるとなり、大きな面と線になり、コリドーになりやすいといったさまざまな効果があります。つまり、基盤サービスですら皆でつくることができる。公共のようにもともとなければ駄目という話ではないということセットで書くと、われわれもこういったことをまず知り、保全活動に加わり、ボランティアに参加するといったところからでも、さまざまな効果があるということが理解できればいいと思います。この部分は資料2には深く書いていないですね。

事務局：

そうです。今はまず、具体性に欠けるところはあるかと思いますが、施策の中身、どういったことを行っていくかというところをまず固めています。資料3、2ページと3ページについてはもう少し作り込もうと考えており、こういったことを書いていきたいというところですね。

委員：

皆でやっていくということは、非常に重要な戦略の一つだと思います。ぜひ書いてほしいと思いました。

部会長：

環境部局でできるのは重要性を訴えることだと、先ほども言いました。今、尼崎が使っているのは、県のレッドリストとデータブックです。県のものを元にして尼崎に関するものだけ抜粋という形でもいいのですが、尼崎版のレッドデータブックと言わないまでも、レッドリストのようなものがあるとよいです。尼崎版だということが非常に重要だと思います。

そして、重要な場所を指定していくことです。国土交通省や県の河川にも働き掛けることができます。重要なものだという立地を決めること自体は、別に条例といったものは要りません。この委員会の中で重要なところを決めればそれでいきます。県のレッドリストなども全て、別に条例で決まっているわけではなく、専門家の委員会で決まっているため、全然難しくはありません。何かを訴えるために、尼崎版があるということが一つの大きな力だと思います。

他に何か意見等がありますか。

自然の定義について、この規定によると、尼崎中央緑地は最近できたため、重要なものがなかなか入っていないのではないかと思います。

事務局：

どのように整理するとうまくはまるかということを見ていました。もちろん、造った緑の中でも、生き物にとって質の高いような場所や、ただブランコなどがあるような小さな公園もあると思います。しかし、造ったものを自然といえるかどうか、うまく当てはめられず、

今は昔からある場所か、それ以降にできたものかという考え方で整理しました。

部会長：

以前も言いましたが、全く人間が入っていないものが自然なので、尼崎市には、自然はゼロです。そういう出発点からすると、やはり最近、造られたものでも、非常にいい状況になっているなら、それが身近な自然ということになっていくのではないのでしょうか。

委員：

かなり前からあるものが身近な自然という定義になっているのですね。定義としては、戦略でどう使うかで分類するのが一番いいと思います。つまり、読み手が理解しやすいものがいいと思います。時間で分け、新しいものを陸と水域で分けるとしていくと、分かりにくいように思います。後々もそういった使い方はしないような気がします。それよりも、面の大きな緑、つなげる緑、意義、機能といったもので分けていってもいいのではないかと思います。

ちなみに、都市緑地法上は全て緑地です。古くても新しくても、水辺も、公園も、農地も、全て緑地なのです。

委員：

やはり、都市化の発達した市で、なかなかそういった大自然がないわけですから、人工的に造った緑地であっても、それが質の高い緑地であれば保全すべきであり、維持していく対象になります。やはり、もう少し尼崎らしさを大事にすべきだと思います。

部会長：

それでいうと、人間が造った所にまだデンジソウが残っています。

委員：

尼崎の水路に、ですか。

部会長：

水路です。

委員：

結構、流れが速い気がします。

部会長：

これは貴重で、ほとんどが絶滅しており、今、兵庫県下で残っているものもほとんどあり

ません。

委員：

水路も尼崎の特徴ですね。兵庫県下で、特に都市部でこのようなところはありません。

部会長：

以前、ネットワークというのであれば、水路などでもネットワークができるのではないかという話がありました。そこに生物が結び付いていかないということもあり、まだ十分調べられていません。ただ、少なくとも阪急沿線にゲンジソウが残っているということです。

委員：

今は普通の環境になってしまっていますが、水路でも、少しこういった環境をつくれば、生物多様性が良くなるといったことを戦略として促すということができるといいと思います。武庫地区では、あそこはホタルを放してしまっている気もしますが、ゲンジボタルがいるような環境をつくれば、こういった生物も生きられる環境になるポテンシャルがあるということで、具体的にこうしたほうがいいという必要はないと思いますが、ポテンシャルを示すことも、やってみようという感じは出るかもしれません。

部会長：

何か他にありませんか。

ヒメボタルは、公園の中にはいるのですか。

委員：

農業公園の中にいます。農業公園の中の竹林と、少しですが旧堤防の林があります。その竹林とエノキ・ムクノキ林が合わさったエリアにいます。

部会長：

そこに生息している頭数は少なくなっているのですか。

委員：

少なくなっています。2年前に100頭以上は数えましたが、それだけです。去年はせいぜい10ほどでした。波が非常に大きく、だんだん波が小さくなってきているような気がします。

部会長：

そこは農業公園なので、農政部局が持っている公園ということですか。

事務局：

そうです。農政課が管理しています。

部会長：

そういったところは天然記念物にならないのでしょうか。

委員：

ぜひ、してほしいです。

部会長：

尼崎市が持っている土地なので、市が教育委員会に申請すれば認められることとなります。何かシンボルとして、今、尼崎市には天然記念物がゼロです。やはり尼崎市にも貴重なものがあると訴えるものは、天然記念物が一番都合がいいです。国や県はなかなか面倒くさいのですが、市の天然記念物は市の教育委員会に申請すればいいので、何とかなる可能性は大きいと思います。

何か他に意見等ありますか。どうぞ。

委員：

生物調査の結果とは、今後どのような形でそれを活用できる存在になるのでしょうか。

事務局：

普段、尼崎には自然がないといった言われ方をされていると思いますので、戦略の冊子の所で紹介したり、環境啓発冊子を作ったり、先ほどあった学校のプログラムなどで活用していくことを考えています。

尼崎にはこのような貴重な生き物がいる、こういった環境があるということを今まで聞いていて、大事だと言われているからそこは大事だという感じがあり、そこには何がいるのかという話はあまり情報として整理されていませんでした。そういったところで知ってもらう機会があれば、どんどん活用していきたいと思っています。

あとは、重要視する場所ということで最後に少し話をしましたが、今回現地調査した場所は、令和4年度に一斉に行ったということで、一つの基準になると思います。ここを10年後に見てみて、どうなっていくかということです。今は比較対象がない状態のため、基礎情報の1回目というところになると思います。今後、これは良くなっているか、悪くなっているかという見方も、今後はできていくと思っています。

委員：

各調査地点で観察された種名のデータが、きちんと残っていきますか。

事務局：

はい。一覧表で、種の名前、どこで見つかったか、今回は聞き取りも行ったため、どのような方法で把握したかについては、バックデータという形で一覧になっています。

部会長：

それは、植生調査資料も付くということですね

事務局：

植生調査資料に全部あります。

委員：

もう一つ、それに関連したことですがいいですか。外来生物も確認されたということで、幾つか載っていました。ヌートリアやアライグマ、オオクチバスやブルーギルも含め、特定外来生物です。そういったものに対して市としてどのような対策をするのか、他の自治体では、市なのか府なのかは分かりませんが、積極的にヌートリアを駆除しにかかっています。例えば、そういった外来生物、特に特定外来生物が確認されたというところで、市として何らかの対策を今後、行っていくことに使われることはありますか。

部会長：

外来種に対してどういう対応を取っていくのかという基本的な問題です。

最近クビアカツヤカミキリが堺市でひどい状況で、桜がほとんどやられています。それがどんどん北上してきているのですが、尼崎にはまだ入ってきていませんか。芦屋では入ったと聞いています。

事務局：

尼崎では確認されていません。

部会長：

幼虫はフラスをたくさん出しているらしいので、もう今からでも分かるのではと思います。堺市は全然収まっていないようで、かなり拡大しています。このように外来種の問題はこれからもたくさん出てくると思います。今の段階しかないので、そういうような問題も、ここでしっかり扱っておく必要があると思います。

委員：

外来種の話を知ったので施策のところを見直したのですが、重要種・外来種への対応というところで「生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼしている侵略的外来種につ

いては防除を行います」とあり、被害が及んだら対策しますというのは、一般に対してはそうかもしれませんが、特定外来種や被害を及ぼす危険性のある侵略性外来種に対してもこの対応というのは、もう一歩積極的な対策するということが必要だと思いました。特定外来種はいるだけで被害になることが明らかになっているから指定されている種だと思うので、私たちが把握できる被害がないからといって、それはそのままいいというものではないかと思います。

委員：

さっきおっしゃっていただいたように、特定外来生物には、やはり指定されるだけの理由があります。ヌートリアやアライグマもそうですが、いるだけで駆除の対象になりますので、早めに防除するなどの対策を取らないといけません。現時点で人間に影響がなくても、それは生態系全体や、あるいは回り回って人間に影響が出てきます。特定外来に対しては、やはり積極的に対策された方がいいと思います。

部会長：

その点はいかがですか。

事務局：

県の担当者と防除の話をしていますが、確認できる外来種すべての外来種に対して防除できるかという点、おそらく優先順位のようなものが必要であると考えています。また、河川のような場所では、市内で対策を講じても、上流から流れてくるということもあります。被害が出そう、被害があるといったそういう実情を踏まえるということも必要と考えています。

被害が出るまで待つのがいいとは考えておらず、特定外来生物がいるから全て捕まえて駆除ということは、理屈としてはもちろんそうだと思います。ただ現実的な対応をするには一定の線引きが必要と考えています。

委員：

現実的に実行できないことを書けないということだと思いますが、対策にもいろんなレベルがあると思います。さらに言えば様々な対策しても外来種駆除が成功する保証はないわけです。それでも対策はしなければいけないという事ですから、駆除できないとしても、対策しますというその姿勢は書き込まれていた方がいいのではという風には思います。

事務局：

法の趣旨では、一義的には国から県に移管されていることで、そういう意味では県に主体的にやっていただかないとならないところになります。ですので、市の地域戦略としてはこ

ういった書き方としています。もちろん本当に市民が困っている場合は対応しますが、そうでない場合は、管轄通り県にやっていただきたいという認識を市としては持っています。そのため、書きぶりとしては先ほどご意見があったように少し弱いという風にとられてしまうと思いますが、関係機関、この場合は県とも協力して取組を進めていくという形で記載しています。

事務局：

例えば、アライグマは市全体に網を張って防除するというやり方ではなく、発見されたら捕まえて駆除するということは実際行っています。全く被害が出ていないから何もしないということではなく、駆除の仕方が、全体に網を張って一網打尽にするという方向ではない種もいるという事です。種によってはやり方を、優先順位なども考えながら駆除の方法を選択していくという対応が、今は現実的であると考えています。

部会長：

施策は文章でしか残りません。その文章を見たときに、積極的に対応しているのか消極的なのかというところで、先ほどご意見をいただいたように、対策としては色んな対策がありますので、消極的だと思われるものは望ましくないと思います。例えば最近アメリカザリガニが指定されましたが、いくらでもいるような種にどう対応するのかというと、ほとんど実際には不可能に近いところですが、できるだけ対策取りますといった表現で示していく必要があると思います。

委員：

それこそ重点地域を決めて防除する、駆除するといった積極的な書きぶりがあるのではと思います。

部会長：

アメリカザリガニであれば、小学校のビオトープにたくさんいるので、そういうところから中心に行いますというようなことですね。

委員：

そうです。例えばアライグマやヌートリアなど、そんなに数が多くないものについては、見つかった時に駆除するということがいいと思います。アリなどは一回発見されたらあちこちに山のようにいるので、そこはやはり積極的な対策をされる方がいいと思います。

また、一般市民からすると、なかなか県に直接意見を言いに行く事は出来ません。私たちも色んな市民活動している中で、まずは基礎自治体の市民相談に行くということでやりま

す。県にやっていただきたいということはもちろんですが、市として県に積極的にそれを訴えていく、働きかけていくという市としての積極性も必要だと思います。

部会長：

はい、どうもありがとうございます。そろそろ時間が近づいて参りましたが、これだけなど、言い残したことはありませんでしょうか。

委員：

後半の大きな枠組みについて意見したので、言っておきながらですが、次どうされるのだろうかという不安があります。部会のスケジュールとしてはどのようになっていたでしょうか。

事務局：

おおよそ次回の部会で素案を決定し、総会に上げていくというのが今のスケジュールです。

委員：

では総会までにあと1回あるのですね。

事務局：

はい。

委員：

私の意見は、くれぐれもすべてやり直して欲しいという主旨ではありません。大きな枠組みとしてはこれでいいのですが、その具体性のところで教科書的な記述が多いように思います。そこを具体的に、「尼崎では」と記載するだけでだいぶ違うように思います。よろしくをお願いします。

部会長：

はい、どうもありがとうございます。では以上を持ちまして、本日の審議を終わりたいと思います。事務局から最後に何かありますか。

事務局：

本日は長時間に渡るご審議ありがとうございました。今後の予定ですが、第5回の部会を6月26日に開催する予定です。総会、パブリックコメント前の最後の部会となりますので、よろしくお願いいたします。資料等につきましては、事務局から審議会の1週間前を目

途にご送付いたします。専門的事項につきまして、委員の皆様個別にお伺いすることもあると思いますが、どうぞご協力よろしく願いいたします。以上でございます。

部会長：

それでは以上を持ちまして、本日の部会を終了したいと思います。どうも皆さんありがとうございました。ご苦労様でした。

以 上